

「き線点」は「局舎」なのか、またGC局と「き線点」間の残置メタル線は「加入者線」なのか？

平成17年12月22日
長野県協同電算

弊社別寄書(SMS-30-NKD-03)にもあるように、弊社はADSLやANSI-Mask2等の利用も想定してFTTRシステムを議論する必要があると考えている。しかし既存ADSL回線サービスでは、加入者線がRT局や「き線点」に収容されている場合、GC局からの残置メタル線を使用する場合があるが、この残置メタル線をはたして「加入者線」と呼ぶことができるであろうか？

総務省やNTTの慣例にしたがえば、RT局はあきらかに「局舎」である。GC局とRT局間の残置メタル線を「加入者線」と呼ぶことはできない。よってGC局とRT局間の残置メタル線を使用したADSL回線等は、クラスA回線であったとしても保護対象となりえない。したがってRT局やRT局敷地内からであれば、FTTR形態によるADSL回線やANSI-Mask2回線等のサービスは可能である。しかし「き線点」を局舎と呼ぶことができるかどうかは不明である。またGC局と「き線点」間の残置メタル線を加入者線と呼ぶことができるかどうか不明である。

仮に「き線点」が「局舎」で、GC局と「き線点」間の残置メタル線が「加入者線」でないとするなら、「き線点」に限って言えば、FTTR形態によるADSL回線やANSI-Mask2回線等のサービスは議論することなく可能になる。ゆえに「き線点」を「局舎」とみなすのか、GC局と「き線点」間の残置メタル線を「加入者線」とみなすのかについて、本会合で議論することを提案する。

D.2.5.xx		「き線点」を「局舎」とみなすか？	SMS-30-xx
D.2.5.xx		GC局と「き線点」間の残置メタル線を「加入者線」とみなすか？	SMS-30-xx

以上。